

公益法人制度について

2002年5月27日
(社)経済団体連合会
総務本部長 田中 清

1. 経団連の事業と公益性

(1) 目的〔定款第3条〕

「本会は、総合経済団体として、経済界における各部門の連絡を図り、民間の経済活力を高める観点から、財政経済・産業・社会労働分野における内外の諸問題について経済界の公正な意見をとりまとめ、その実現に努力し、もって国民経済の自立と健全なる発展を促進することを目的とする。」

(2) 会員の構成

企業、業種別全国団体、地方別経済団体など約1520

(3) 適正な運営

(イ) 民間の視点から見た公益の追求

(ロ) 総会、理事会、評議員会の定期的な開催

(4) 事業内容〔定款第4条〕

(イ) 委員会及び懇談会等の設置その他の方法により広く知識経験を活用して、経済界に係わる企業運営の刷新、労使関係の健全な発展、科学技術の振興等を図ること。

(ロ) 経済界に係わる経済政策、経済行政、社会労働政策、関連法規等について、国会、政府その他に対し、経済界を代表して提言し、その実現を図ること。

(ハ) 地域経済社会の発展、企業の経営力の向上、労使関係の安定に資する経済界としての協力・支援を行うこと。

(ニ) 経済界の実情、経済・産業・社会労働問題に関する経済界の意見等を内外に紹介すること。

(ホ) 国際機関等の活動に参画するとともに、各国経済団体と協力し、民間国際交流、人材育成支援、技術支援等を推進すること。

(ヘ) 経済界が関心を有する内外経済・産業・社会労働分野の諸問題に関する調査研究、統計の作成及び資料のしゅう集を行うこと。

(ト) 経済界が関心を有する内外経済・産業・社会労働分野における情報の交換、資料の頒布、機関誌・紙の発行、図書の出版、各種セミナー・講演会及び説明会の開催等を行うこと。

(チ) 内外経済界における交流、緊密化を推進するため、経団連会館の運営を行うこと。

(リ) 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

2．業界団体の公益性

- (1) 業界団体 = 互助団体とのイメージは誤り
- (2) 環境問題、消費者保護、イノベーション促進等、経済社会に貢献

3．公益法人制度のあり方

- (1) 本来の公益法人を前提にした議論が必要
- (2) 公益法人制度は必要 民による公益事業の推進に有効
- (3) 公益法人の自主性の確保が前提
- (4) 公益活動と税制 配慮の必要性
- (5) 法人の適正な運営を確保する仕組み
- (6) 社会福祉法人、医療法人等の広義の公益法人も見直しの対象にすべき
- (7) 地方自治体許可の公益法人も同様に見直すべき

4．他の法人形態との関係

- (1) 移行措置（税制等の手当）の必要性

5．企業とNPOの連携・支援の現状

- (1) 企業とNPOの連携・支援のきっかけ
- (2) 企業とNPOの連携・支援についての企業側の認識
- (3) 企業とNPOの関係
 - (イ) 企業のNPO支援
 - (ロ) NPOとの協働
 - (ハ) NPOによるチェック・評価

以 上